

仕様書

1 件名

大田区こどもの意見聴取事業

2 業務目的

書面によるアンケート調査では把握しきれない、こども本人からの自由な意見を聴取し、区のこども・子育て施策にこども本人の状況やニーズ等を効果的に反映することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年11月29日まで

4 業務内容

区が実施するこどもの意見聴取事業について、企画、事前準備、意見聴取の3事業を実施する。

(1) 企画

以下の事項について提案を行うこと。

ア 対象者の設定

原則として区内在住の小学生～高校生世代とする。調査のテーマなどにより適切な対象者を設定すること。

なお、意見聴取実施に伴う、対象者の募集などについても受託事業者が行うこと。

イ 意見聴取テーマの設定

区と協議の上、こどもにとって分かりやすく、意見を言いやすいテーマ設定を行うこと。ただし以下の4つのテーマについては、各1回は意見聴取を行うこと。

(ア) こども本人の相談先について

(イ) 将来の夢や希望について

(ウ) 近くにあったらよいなと思うもの

(エ) こどもが知りたい情報とアクセス方法について

(2) 事前準備

ア 開催場所の設定

対象者や意見聴取のテーマにより適切な開催場所を設定すること。

なお意見聴取の実施に当たり、区から施設管理者等に依頼が必要な場合は、必要な期間を勘案して区に依頼すること。

イ 対象者への周知

意見を聴く機会について幅広く子どもが参加できるように、意見聴取の実施にあたっては事前に周知を行うこと。

なお、テーマにより事前周知を行うことが適切でない場合はこの限りではない。

(3) 意見聴取

以下の3つの手法を組み合わせる意見聴取を行うこと。

なお、実施回数は区内4区域（4地域福祉課所管区域）において各1回以上は実施すること。

また、聴取テーマ及び聴取の手法については区域ごとに設定して差し支えないものとする。

ただし意見聴取事業における聴取時間は準備時間等を除き、一時間以上は設けること。

ア ワークショップ

(ア) 区内の施設等でワークショップを開催し区へ提案事項を取りまとめること。

(イ) 子ども同士の活発な議論を促進するため、ワークショップ実施時はグループに1名はファシリテーターを配置すること。

イ ヒアリング

(ア) 区内の施設等に訪問し、利用者からヒアリングを実施すること。

ウ 子どもが多く集まるイベントへの意見聴取スペース出展

(ア) 区内で開催するイベント等に出展し来場者等に意見聴取を行うこと。

(イ) 対象者が低年齢であっても回答しやすい聴取方法とすること。

5 意見聴取事業実施に係る留意事項

(1) 区が令和5年度に実施した「大田区ヤングケアラーに関する実態調査」等の報告書の調査結果などを鑑みて意見聴取テーマの提案を行うこと。

(2) 意見聴取実施の際は、子どもからの自発的な意見を引き出すため開催場所、開催方法などについては配慮を行うこと。

(3) 事業の実施にあたっては「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」、「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスのあり方に関する調査研究」などを参考に行うこと。

(4) 意見聴取に使用する機材や消耗品等は受託者が用意・搬入を行うこと。

6 報告書等の作成

子どもからの意見やその意見を分析し、区に報告すること。

(1) 掲載事項

ア 事業実施にあたって聴取した、子どもの意見一覧

イ 意見を分析し子どもの意見を反映した区への提案事項

ウ 意見聴取事業により把握した意見から類推される区の特徴

(2) 成果物

区に納品する成果物については以下の5点とする。

ア 中間報告

(ア) 意見聴取事業により聴取したこどもからの意見を主訴により分類し一覧にまとめた電子ファイル

(イ) こどもからの意見を大まかに分析し、こどもが区に求めるサービス等を提案すること

イ 意見聴取報告書の製本（A4版 50頁程度）100部

(ア) 表紙・背表紙に使用する用紙はレーザーライク、本文に使用する用紙は上質紙70k程度とする。（同等品可能とする）

(イ) 本文は白黒二色刷りとする。

ウ 意見聴取報告書（概要版）の製本（A4版 10頁程度）1,000部

(ア) 本文に使用する用紙はコート紙とする。

(イ) 本文は全ページ3色刷りとする。

エ 意見聴取報告書（当事者向け概要版）の電子ファイル（A3一枚）

オ 上記イ、ウの原稿及び電子ファイル

なお、アの成果物は令和6年9月30日までに、イ～オの成果物は令和6年11月29日までに区に納めること。

7 調査スケジュール（予定）

	時期	内容
①	6月	対象者、テーマ、開催場所の決定
②	7月	事前周知
③	7月～9月	意見聴取事業の実施、中間報告の作成
④	9月～10月	調査報告書の作成（校正作業）
⑤	11月	印刷・製本、調査報告書の納品

8 履行場所

区指定場所（子育て支援課ほか）

9 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

10 著作権

成果物の著作権及び使用権は区に帰属する。

11 その他

- (1) 区より提供したデータを本事業以外に使用してはならない。
また、この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務の実施に当たり、個人情報及び機密情報の取扱いについては、関係法令を遵守すること。
- (3) 業務の遂行に必要となる経費については、全て受託者の負担とする。
- (4) 区の再委託ガイドラインに則り、第三者に委託した場合においても、受託者は第三者の情報セキュリティ対策等を適切に維持管理し、区に報告すること。
- (5) 雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (6) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法を始めとする関係法令を遵守し、業務に円滑な遂行を図らなければならない。
- (7) 受託者は契約期間中に国等からこどもの意見聴取に関する指針等が示された場合は、当該指針等を遵守すること。
- (8) 受託者は回答者から得たアンケート調査結果等を保管する場合には、鍵付の書庫等で施錠保管すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、区と受託者との協議のうえ決定する。